



▲児童は健全な遊びを通して情操を豊かに（児童館の子供）

児童は次代の担い手です。家庭、学校、社会の相互補完で児童の健全育成に努めねばなりません。このため県では一般児童の育成対策のほか、保育に欠ける児童など要保護児童対策、児童福祉施設の拡充強化、施設職員の処遇改善や資質の向上に努力しています。

また、社会経済情勢の中で、母子家庭および寡婦は一家の生計維持、児童の健全育成に日夜努力されておりますが、中でも最近、離婚、交通事故、産業災害等によって若年母子家庭の増加が目立っております。

これらの、母子家庭の経済的安定と生活意欲の向上を図るために、福祉資金の貸付、自立促進のための講習会や特別相談、母子家庭介護人派遣事業、母子住宅の建設等を実施して、母子福祉の向上を図ります。

★児童委員の活動費…………… 三千二百七十一万円

今日は、非行児童の増大、性の氾濫などにより予防的福祉が叫ばれています。児童委員は、人格、識見共に高く、広く社会の実情に通じております。地域の児童問題を発見し、保護指導を行ない、児童問題を未然に防ぐ民間の代表者としての活動を期待して所要の費用を計上しました。

★母親クラブの育成……………二百二十万円

母親クラブは、地域における児童福祉の向上をはかるため家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子の交流活動などを組織的・継続的に行う児童の健全育成事業です。また、母親自身の迷いや悩み、心のもち方などを研究しあい解決の道をさがすのも母親クラブの役目です。この民間の地域組織活動の育成を図ります。

★自立促進対策事業……………百八十九万円

母子家庭及び寡婦は、流動する社会のなかで社会的・経済的に不安定な状況にあり、就労に有利な知識経験に乏しいので、その自立促進のため婦人に適した職種である家庭奉仕員、給食調理員及び着物着つけ、和裁の講習会の実施や、母子家庭が抱えている遺産相続、交通事故補償問題など、家庭内の諸問題の解決を図るため、専門家による特別相談事業を県母子福祉協議会に委託して行います。

★母子及び寡婦福祉資金貸付…………… 一億五千五百万円

母子家庭及び寡婦が、事業開始、事業継続、修学、修業、技能修得、住宅の補修及び改築をしようとするとき各種資金の貸付を行って、母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉の増進に努めます。



▲2月にオープンした身障者福祉センター

変動する経済社会に対応することのむずかしい心身障害児(者)のかたに対しては、周囲のあたたかいひ護あるいは自立更生のための援助が必要であります。

昭和五十一年度は、重度障害者に対する福祉手当や自立更生のための施設委託訓練、運転免許取得助成などの事業を行います。

★身障者福祉センター、点字図書館の運営…………… 四千三百四十三万円

昨年二月から熊本市長嶺町旧熊本空港跡地に建設をすすめていた身障者福祉センターおよび点字図書館が去る二月に落成し、それぞれ活動を開始しています。福祉センターでは身体障害者のかたがたの、福祉向上のための中核的センター

として、各種の相談、健康の増進、教養の向上、機能回復訓練、スポーツ、レクリエーションならびにボランティア養成等を行うこととして、宿泊施設、体育館も備えて身障者の利用に供することにしています。

点字図書館では、点字図書の閲覧、送本貸出のほか点訳、声の図書（録音テープ）の作成などを行っております。

★福祉手当の給付…………… 三億三千五百九十八万円

重度の身体障害者の介護に係る経済的または精神的負担などの軽減を図るため、これらのかたがたに、月額四千元（五十一年十月以降は月額五千元）の福祉手当を支給します。

★施設委託更生訓練…………… 五億三千六百二十二万円

身体障害者の更生をはかるため身体障害者更生援助施設に委託して、技術取得などの訓練を行います。

★授産施設委託…………… 三百九十七万円

身体障害者の更生を助長するため、社会授産施設などに委託を行います。

★運転免許取得等助成…………… 百八十九万円

身体障害者のかたが自立更生のため、自動車運転免許を取得されるときに助成を行うほか、五十一年度は新たに自動車を改造されるときにも助成することにしております。

★盲人ガイドヘルパー派遣…………… 四十六万円

重度の視覚障害者で社会生活上外出することが必要な場合で、家族などの付添ができないとき、ガイドヘルパーを派遣します。

★身障者公営住宅の建設…………… 三千五百万円

重度の身体障害者特に常時車椅子を使用する障害者のかたの日常生活を利便にするため菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘団地内に身障者向公営住宅十戸を建設することにしております。

★心身障害児母子療育訓練事業…………… 四百十五万円

心身障害の正しい知識と、それぞれの障害児に最も適した訓練方法を、その保護者に指導し、家庭における障害児養育訓練をとおして、在宅障害児の福祉を増進するため、心身障害児とその母親を適当な施設に短期入所させ、基本的な機能訓練の方法などを実地で専門職員によって指導します。